

令和8年度「とっとり宇宙ビジネスミニ商談会」企画運営業務委託仕様書

1 事業名

令和8年度「とっとり宇宙ビジネスミニ商談会」企画運営業務（以下「本業務」という。）

2 目的

本県の宇宙産業創出に向けた取り組みを推進するため、宇宙関連の技術開発・試作実証を行う先進的な企業を鳥取県に招聘した商談会の実施により、鳥取県内に拠点を有する企業（以下「県内企業」という。）が持つ技術や製品との新たなマッチングの機会を創出し、県内企業の宇宙関連産業への参入の促進・取引先の拡充に繋げる（既に商談を行っている企業とのフォローアップの実施も含める。フォローアップの実施により、県内企業との関係を深め、確実な受注に繋げていく）。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 業務内容

本業務の委託内容は以下の通りとする。

(1) 全体計画の策定・調整

- ・本業務全体の実施計画（業務フロー、実施体制、スケジュール等）の策定
- ・鳥取県との連携体制の構築
- ・効果的な事業実施のための各種調整

(2) 令和7年度の商談会実施企業とのフォローアップによる視察ツアーの実施に関する業務

- ・令和7年度に開催したとっとり宇宙ビジネスミニ商談会に招聘した福島県南相馬市に拠点を有する企業（以下「A社」という。）との商談後のフォローアップとして、関係する県内企業を募り、A社の福島県南相馬市の拠点を訪問し、担当エンジニアとの直接のコミュニケーションを図るとともに、実機の組み立ての様子等を見学するなど、A社への理解を深める視察ツアーを実施すること。
- ・視察ツアーの際は、福島県内で開催される宇宙関連展示会の視察や同県内に拠点を設ける宇宙関連企業との個別商談、関係施設の見学など、視察ツアーの日程の中で可能な訪問先を組み合わせる実施すること。
- ・視察ツアーの日程は、福島県内で2日間（福島県内での1泊2日）程度とする。
※鳥取県を起点とした際に、本日程の前又は後にもう1日要することは妨げない。
- ・視察ツアーを円滑に進めるため必要となる訪問先企業等との連絡調整等必要な業務を行うこと。
- ・視察ツアーについては、基本的に福島駅に集合してから出発することとし、福島駅からの移動手段の確保等（宿泊先の手配、バスの手配、調整等）一切の業務を行うこと。
- ・委託費の予算の範囲内で、県内企業が参加する際に必要となる旅費の一部（例えば、鳥取県内から福島駅までの旅費の負担や、宿泊費の負担など）を負担し、県内企業の負担軽減を図ること。
- ・参加する県内企業は、3～4社を想定しており、A社と商談進行中の企業を中心に、発注者と相談しながら参加企業を決定すること（不特定多数の企業の参加は想定していない）。

(3) セミナー及び商談会の実施に関する業務

- ・ 県内企業との連携可能性が高いと想定される宇宙関連企業（試作を含めて具体的な調達案件（構想）があり、国内サプライヤーの確保や調達先の分散等を検討している企業など）を選定し鳥取県内へ招聘すること。
- ・ セミナー及び商談会については、2社程度の招聘を想定し（全体で2回実施）、各社別日に招聘して実施すること。なお、(2)の視察ツアーに合わせて現地の宇宙関連企業と商談会を実施することも可能とするが、その場合は、複数社との商談会を実施した場合でも、1回の実施としてカウントすることとする。
- ・ 選定にあたっては、様々な業種業態の県内企業が宇宙ビジネスに関わることができるよう、金属・樹脂加工、回路設計など複数の商談案件を提供できる企業とするよう努めること。
- ・ セミナー及び商談会は、原則対面で実施すること。
- ・ セミナー及び商談会の円滑な実施に必要な招聘企業との連絡調整（招聘企業の商談ニーズ（具体的な調達案件）や県内企業への期待等について情報収集含む）及び招聘に伴い必要となる業務を行うこと。なお、実施にあたり、以下の事項に留意すること。

【留意事項】

- 募集においては、セミナーのみの参加も可とし、県内企業の宇宙ビジネスへの関心を幅広く喚起する契機とする。
- セミナーは、招聘企業より、企業の概要及びニーズ説明を行う内容とすること。
- この取組を県内外に広く周知するため、SNSでの情報発信やプレスリリースなどに協力すること。
- 商談希望調査票や企業概要シートなど、円滑な商談に必要な書式を定め、商談会への参加を希望する県内企業（以下「商談希望企業」という。）の状況を事前に把握すること。
- 開催前（募集時）に発注側企業のニーズを事前に把握し、発注者や商談希望企業へ事前に情報提供を行うこと。
- 商談希望企業と必要な調整を行い、タイムテーブルを作成すること。その際、可能であれば、当該県内企業を訪問する形での商談も検討すること。
- タイムテーブル作成において、商談可能な件数を上回る商談希望企業があった場合、発注者と協議の上、企業の選定を行うこと。なお、選定にあたっては、必要に応じて商談希望企業へヒアリングを行うこと。

(4) セミナー及び商談会実施後のフォローアップ業務

- ・ セミナー、商談会それぞれにおいて、参加した企業にアンケートを行うこと。
- ・ 招聘企業に対してもアンケートやヒアリングを行い、県内企業の宇宙ビジネス参入促進等に有益なフィードバックを得ること。
- ・ 商談を実施した企業に対しては、商談実施から概ね1月後を目途に進捗確認を行うとともに、業務期間中、適切な商談が進展するようフォローアップを行うこと。

(5) 報告書の作成

- ・ 令和9年3月26日又は事業が終了した日から20日以内のいずれか早い日までに、事業実施報告書（事業実績、各事業の参加企業数、視察ツアーの概要、各商談の概要・マッチング状況、写真、参加者アンケート結果、課題・改善点等）を作成し提出すること。

- ・事業実施報告書には、事業実施の際に作成し、入手した各種書類・データを成果物として添付すること。

5 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

6 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

7 秘密の保持等

- (1) 受注者は、委託業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (2) 受注者は、委託業務に従事する者並びに6の規定により委託業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
- (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し委託業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。
- (4) (1)から(3)までの規定は、委託業務に係る履行期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

8 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。受注者は、これに従わなければならない。

9 事故等発生時の対応義務

- (1) 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。
- (2) 受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

10 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

11 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

12 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

13 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。